

自転車運転中の **ながらスマホ** × その**油断(違反)**が事故になる!



×

時々前を
見ているし
大丈夫!

ちよつと
見ろだけ!

急がなきゃ!
いま何時か
確認!

×

- 画面に意識が集中し、視野も狭くなります。
- 注意が散漫になり、周囲の危険の発見が遅れます。
- ハンドル操作が不安定になり、適切なブレーキ操作を妨げます。

クルマと 出会い頭の危険

止まれ STOP

見通しの悪い交差点では
クルマに見落とされてしまうことも!

歩行者と 衝突の危険

歩行者が
予期しない動きをすることも!

※自転車が可能歩道だったとしても、歩行者の安全が最優先です。

自転車と 衝突の危険

携帯電話の使用等

通行区分違反

互いにルールを
無視していれば
危険回避が困難に!

自転車は車の仲間 守りましょう! 自転車安全利用五則

(令和4年11月1日
中央交通安全対策会議
交通対策本部決定)

1 車道が原則、左側を通行

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

出会い頭の事故は死亡事故につながりやすいので、必ず確認を!

4 飲酒運転は禁止
自転車での飲酒運転も厳罰です。

歩道は例外、歩行者を優先

歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、一時停止しなければなりません。

3 夜間はライトを点灯

周囲に自分の存在を知らせるためにも、早めの点灯を心がけましょう。

5 ヘルメットを着用

すべての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。

自転車乗用中の事故で亡くなった人の、8割余りに法令違反があり、約5割は頭部を損傷していました。(令和6年警察庁資料による)

ヘルメット非着用は、着用者に比べて約1.7倍も死亡・重傷の割合が高くなっています。(令和2年~6年合計 警察庁資料による)

ながらスマホを始めとする違反は重大な事故の原因となります。歩行者との事故では高額な賠償を求められるケースも。**万が一の事故に備えて、自転車保険等に加入しましょう!**

ヘルメットをかぶり、交通ルールを守ることが大切です。

令和8年
4月1日
施行

知っていますか?

自転車の違反に青切符導入!

取り締まりの対象年齢は
16歳以上!


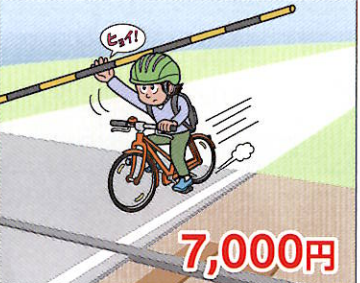
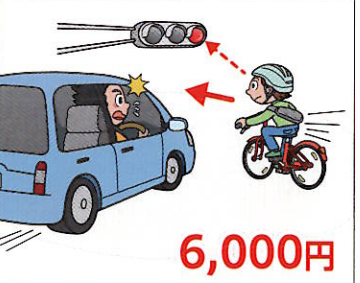

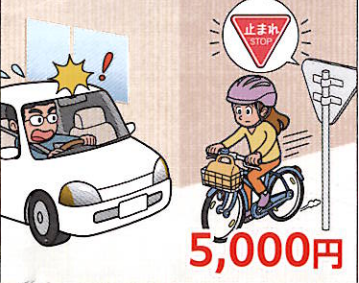






交通反則通告制度

自転車等に対する交通反則通告制度(「青切符」による取り締まりを行う反則金制度)が適用に(法第125条及び別表第2関係)

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書(青切符)が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。

自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

反則金制度の対象となる違反行為の例と反則金額

携帯電話の使用等(保持)  12,000円	遮断踏切立ち入り  7,000円	信号無視(赤色等)  6,000円	車道の右側通行  6,000円
一時不停止  5,000円	無灯火  5,000円	ブレーキ不備等  <small>※ブレーキがない、ブレーキのききが悪い自転車での走行</small> 5,000円	イヤホン使用・傘差し  <small>※必要な音が聞こえないなどの場合</small> 5,000円
並進  3,000円	二人乗り  3,000円	<p>走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。</p> <p>警察官の指導や警告を受けた場合はすみやかに従わなければなりません。</p> <p>警告に従わずに違反行為を続けた場合や通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>取り締まりは、自転車事故が多い時間帯や場所で重点的に実施されます。</p> </div> <p><small>※平成27年6月1日より、一定の危険な行為を3年以内に2回以上行うと、自転車運転者講習の受講が義務付けられています(14歳以上が対象)。</small></p> 	

自転車を含む軽車両の反則行為と反則金額を確認してみましょう。

反則金一覧▶



自転車の基本的なルール「自転車安全利用五則」を確認してみましょう。



※この資料で「法」とは、道路交通法、「規」は道路交通法施行規則をいいます。

交通安全都市宣言のまち
一宮市・一宮警察署